

令和3年8月4日

東海間税会連合会
会長 清水 順二 殿

名古屋国税局
消費税課長 大竹 昭博

インボイス制度に関する新たな情報の公表について（依頼）

平素より税務行政に深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）は、令和5年10月から導入され、それに先立ち本年10月には適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

国税庁では、インボイス制度について事業者の方に広く知っていただくため、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」を更新し、新たに以下の情報を公表することといたしました（掲載日：令和3年7月30日）。

つきましては、インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様への準備が円滑に進むよう、貴会におかれましては、貴会員の皆様に周知いただきますよう御協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」で新たに公表する情報の概要

（1）インボイス登録センターの所在地（登録申請書の送付先）

本年10月1日に各国税局（沖縄国税事務所を含む。）にインボイス登録センターを設置し、適格請求書発行事業者の登録申請の処理に対応することとしております。

登録申請に当たってはe-Taxのご利用をお勧めしておりますが、郵送により提出される場合の送付先は税務署ではなく同センターとなっておりますので、送付先となる同センターの所在地を公表します。

（注）同センターには受付窓口を設けておりませんので、書面による申請の場合は、郵送によりご提出下さい。

（2）国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針

適格請求書発行事業者の情報及び登録・取消・失効状況については、法令上、インターネットを利用して検索可能な方法により公表しなければならないこととされていることを受け、国税庁において、本年10月1日から「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」（以下「公表サイト」といいます。）を開設し、同年11月1日から登録者情報の公表を開始することを予定しています。

公表サイトは、多くの事業者が利用されることとなるため、同サイトの開設に先立ち、サイトの利用方法や留意事項などをまとめた運営方針をインボイス制度特設サイトに公表します（別添）。

（3）オンライン説明会に係る動画の掲載

全国どこからでも無料で参加できるオンライン説明会の過去の動画を7月9日にインボイス制度特設サイトに掲載しました。

また、同説明会は、今後も継続して実施することとしております。

2 インボイス制度に係る各種リーフレット等

本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されることに伴い、インボイス制度に係る各種リーフレット等を作成しました。

- ・リーフレット「令和3年10月1日登録申請受付開始！」
- ・リーフレット「登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！」
- ・パンフレット「適格請求書等保存方式の概要ーインボイス制度の理解のためにー」
- ・ポスター「消費税のインボイス制度登録申請受付開始！！」

（国税庁ホームページ：インボイス制度特設サイト）

ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > 税目別情報 > 消費税
> 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）
> インボイス制度

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



令和3年7月

適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針

1 公表サイトの目的

適格請求書発行事業者公表サイト（以下「公表サイト」といいます。）は、消費税法第57条の2に基づき、適格請求書発行事業者の登録・取消・失効状況を公表するものです。

当サイトでは、受領した請求書等に記載されている番号が「登録番号」であるか、また、その記載された「登録番号」が取引時点において有効なものか（適格請求書発行事業者が取消等を受けていないか）を確認することができます。

2 公表事項

公表事項は、次の事項となります。

- ① 氏名又は名称^(注1)
- ② 登録番号
- ③ 登録年月日、取消年月日、失効年月日
- ④ 法人においては、本店又は主たる事務所の所在地
- ⑤ 特定国外事業者^(注2)以外の国外事業者においては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ⑥ 個人事業者の主たる屋号^(注3)
- ⑦ 個人事業者及び人格のない社団等の本店又は主たる事務所等の所在地^(注3)

(注)1 氏名については、適格請求書発行事業者の氏名のほか、事業者の選択により、住民票に記載されている外国人住民の通称又は旧姓氏名を公表します（戸籍上の氏名と併記することも選択できます）。

2 特定国外事業者とは、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。

3 「⑥ 屋号」及び「⑦ 本店又は主たる事務所等の所在地」については、適格請求書発行登録事業者が希望する場合にのみ公表します。この際には、適格請求書発行事業者から提出された申出書に記載されたとおりに公表します。

3 適格請求書発行事業者情報の表記

公表サイトで使用できる文字の範囲は、「JIS - X - 0213」^(※)となっており、JIS 第1水準～第4水準の漢字と非漢字に対応しています。

適格請求書発行事業者の氏名等の表記に当たり、「JIS - X - 0213」で表示できない字体につきましては、表示可能な字体に置き換えて表記します。

(※) JIS - X - 0213は、一般的なパソコンやスマートフォン等で標準的に搭載されている文字の範囲で、

漢字等の文字コードに関する日本産業規格であり、デジタル・ガバメント実行計画でも各府省が情報システムに使用する文字範囲とされているものです。

4 適格請求書発行事業者情報等の公表サイトへの掲載及び更新

適格請求書発行事業者情報等の公表サイトへの掲載については、税務署での登録処理後、原則として、登録簿への登載日の翌日に行います^(注)。

上記2①、④ないし⑦に変更があった場合には、公表情報の変更を行います。

また、上記2③については、登録の取消（消費税法第57条の2⑥）又は登録の失効（消費税法第57の2⑩、57の3）の規定に該当した場合に公表情報の更新を行います。

なお、公表情報の変更があった場合及び登録の失効に該当する場合には、適格請求書発行事業者がその旨を記載した届出書を税務署に提出する必要があります。

(注) 令和3年10月中に登録簿へ登載したものは、一括して令和3年11月1日に公表サイトへ掲載されま
す。

(1) 登録の取消

適格請求書発行事業者が次の事実該当すると税務署長が認める場合には、当該適格請求書発行事業者の登録を取り消すこととなります。

【特定国外事業者以外の事業者】

- ・ 1年以上所在不明であること。
- ・ 事業を廃止したと認められること。
- ・ 法人において合併により消滅したと認められること。
- ・ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

【特定国外事業者】

- ・ 事業を廃止したと認められること。
- ・ 法人において合併により消滅したと認められること。
- ・ 申告書の提出期限までに、当該申告に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面が提出されていないこと。
- ・ 納税管理人を定めていないこと。
- ・ 消費税につき期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること。
- ・ 国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。
- ・ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

(2) 登録の失効

適格請求書発行事業者が次の事実該当する旨の届出書を税務署に提出した場合には、当該適格請求書発行事業者の登録の効力は失われます。

- ・ 登録の取消を求める場合
- ・ 事業を廃止した場合
- ・ 法人において合併により消滅した場合

- ・ 個人事業者において死亡した場合

(注) 届出書の提出がない場合でも、死亡した日の翌日から4か月を経過した日に失効します。

5 公表期間

公表サイトでは、過去に行われた取引についても取引時点での取引先の登録状況を確認できるよう、登録の取消や失効があった場合でも、取消・失効後7年間は、適格請求書発行事業者情報と取消・失効年月日を公表サイトに掲載し、7年経過後に公表サイトから削除します。

6 公表サイトでの検索等機能

公表サイトでは、利用者が「登録番号」を確認する際の利便性に配慮し、「検索機能」、「Web-API機能」及び「データダウンロード機能」を提供します。

なお、「Web-API機能」及び「データダウンロード機能」では、「CSV形式」、「XML形式」、「JSON形式」に対応します。

「Web-API機能」及び「データダウンロード機能」の仕様につきましては、[「Web-API機能等の仕様書」](#)をご覧ください。

(1) 検索機能

検索機能は、公表サイト上で「登録番号」を基に適格請求書発行事業者情報の検索を可能とする機能です。検索に当たっては、1件ごとの検索と複数件（最大10件）での検索が可能です。

なお、検索結果で表示された適格請求書発行事業者が法人番号の指定を受けた法人である場合、検索結果画面から法人番号公表サイトの該当法人の情報に直接アクセスできます。

(2) Web-API機能

Web-API機能は、ユーザーシステムから公表サイト側に「登録番号」を含む一定条件のリクエストを送信することで、指定した適格請求書発行事業者情報の最新情報（登録年月日、失効年月日、取消年月日の履歴を含む）を取得するためのシステム間連携インターフェース（データ授受の方式）機能です。

なお、Web-API機能を利用するためには、事前に公表サイト上でD（本人確認のためのDではなく、リクエストプログラムに組み込んで、事後的に検証可能とするもの）の発行届出を行い、国税庁が払い出したDが必要となります。

ただし、既に法人番号公表サイトにおいて、Web-APIのDを取得している場合は、同Dを公表サイトにおいても利用できるため、改めてDの発行届出を行う必要はありません。

(3) データダウンロード機能

データダウンロード機能は、前月末時点に公表している適格請求書発行事業者情報の最新情報（登録年月日、失効年月日、取消年月日の履歴を含む）を、全件データファイルとして提供するとともに、新規の適格請求書発行事業者や適格請求書発行情報の変更等に関する日次の異動情報を差分データファイルとして提供する機能です。

7 運営方針の見直し

公表サイトの運営方針については、必要に応じて見直しを行います。
運営方針に変更等があった場合には、公表サイト上でお知らせします。

e-Taxソフト(WEB版)及びe-Taxソフト(SP版)の操作方法の詳細

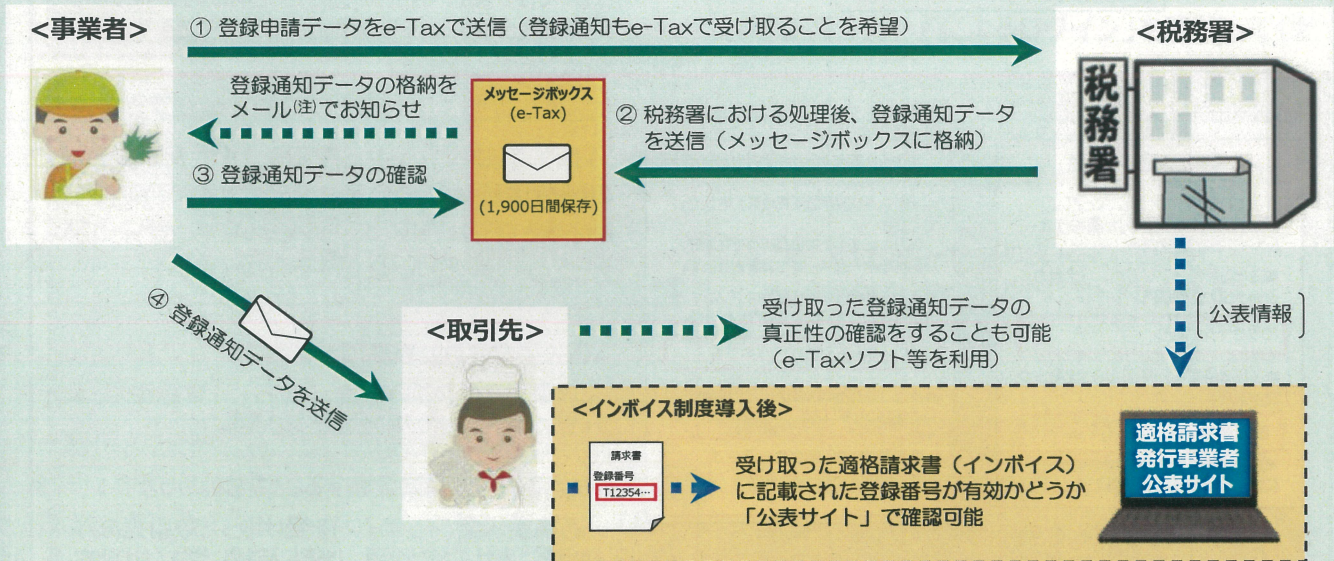
操作方法の詳細は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」に掲載している以下のマニュアルをご覧ください。

インボイス制度
特設サイト



- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(WEB版\)ver.\)](#)
- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(SP版\)ver.\)](#)

登録申請手続は全てe-Taxで完結できます！！



(注) 事前にメールアドレスの登録を行った方にお知らせします。

お問い合わせについて

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

- e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 0570-01-5901

【受付時間】 9:00～17:00

(ナビダイヤル (有料))

(土日祝及び年末年始を除く。)

※1 ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合がありますので、その場合は、03-5638-5171をご利用ください。

※2 最新の情報は、e-Taxホームページの「[ヘルプデスクへのお問い合わせ](#)」をご確認ください。



<マイナポータルAPに関するお問い合わせ>

- マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178
(無料)

【受付時間】 (平日) 9:30～20:00
(土日祝) 9:30～17:30

(年末年始を除く。)

<インボイス制度に関する一般的なご質問などのお問い合わせ>

- 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

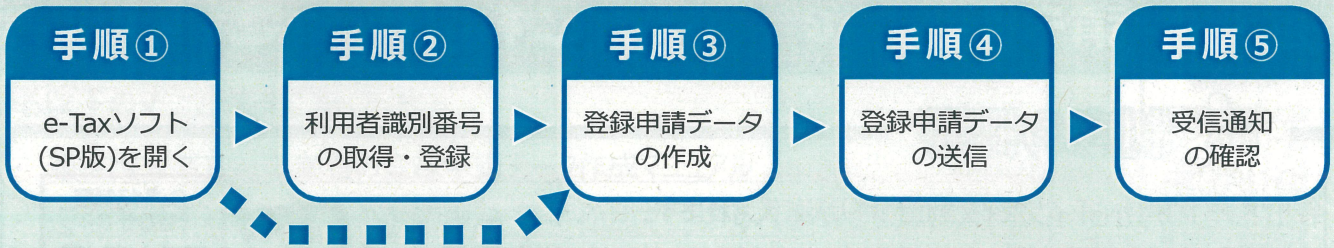
電話番号 0120-205-553

【受付時間】 9:00～17:00

(無料)

(土日祝及び年末年始を除く。)

e-Taxソフト(SP版)を利用する場合の手順の概要 (個人事業者対象)



手順① e-Taxソフト(SP版)を開く

国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」から「e-Taxソフト(SP版)」を開き、「マイナンバーカードによるログイン」を実施してください。

(注) 1 インボイス制度特設サイトからの手続登録申請が可能となる令和3年10月以降、ご利用になれます。
2 マイナンバーカードの読み取りに当たってマイナポータルAPのダウンロードが必要です。(画面の案内に従うことでインストールできます。)

「インボイス制度特設サイト」画面

「ログイン」画面

「必要項目入力」画面

「利用者識別番号通知」画面

手順② 利用者識別番号の取得・登録

【利用者識別番号を取得していない場合】
画面の案内に従い、必要項目を入力し、「利用者識別番号」を取得してください。

【利用者識別番号を取得済の場合】
初めてログインされる方は、画面の案内に従い、「利用者識別番号」の登録が必要です。

(注) 手順②が不要となる場合
マイナンバーカードに利用者識別番号が登録されている場合、この画面は表示されません。

手順③-1 登録申請データの作成 (申請内容の入力)

「マイナンバーカードによるログイン」後、登録申請手続を選択することで、入力が必要な項目が順番に表示されます。表示された項目を入力(「はい」、「いいえ」の選択など)してください。

「申請内容の入力」画面①

「氏名」入力画面

「申請内容の入力」画面②

「事業者区分」選択画面

「はい」「いいえ」が選択肢として表示

e-Taxソフト(SP版)を利用する場合の手順の概要 (個人事業者対象)

「登録通知の受取方法の選択」画面

戻る 申請書の作成

税務署による審査を経て、登録がされた場合、登録通知書により登録番号などの通知が行われます。
登録通知書は紛失防止等の観点からe-Tax（電子データ）で受け取ることをお勧めしております(受け取った登録通知書の電子データを印刷することも可能です)。
なお、e-Taxで受け取った登録通知書を確認する際に、マイナンバーカード等の電子認証は不要です。
e-Taxで受け取ることを希望しますか。?

希望する

手順③-2 登録申請データの作成 (登録通知の受取方法の選択)

税務署から通知される「登録通知」の受取方法の選択画面が表示されます。

e-Tax（電子データ）で受け取ることを希望する場合、「希望する」を選択してください。

e-Tax(電子データ)で受け取ることをお勧めします！

税務署における登録後、すぐに登録通知を受け取ることができるほか、申請者のメッセージボックス内にデータ保存されるため、いつでも確認することができます。

「公表申出データ入力」画面①

「主たる屋号」画面

「主たる屋号」を入力してください。入力した「主たる屋号」が国税庁ホームページで公表されます。

■主たる屋号（フリガナ）（全角カタカナ500文字以内）

コクゼイシヨウテン

■主たる屋号【公表項目】（全角200文字以内）

国税商店

※複数の屋号がある場合は任意の一つについて公表することが可能です。

「公表申出データ入力」画面②

「主たる事務所の所在地等」画面

「主たる事務所の所在地等」を入力してください。
入力した「主たる事務所の所在地等」が国税庁ホームページで公表されます。

■主たる事務所の所在地等（フリガナ）（全角カタカナ500文字以内）

トウキョウトチュウオウクツキジ ー

■主たる事務所の所在地等【公表項目】（全角300文字以内）

東京都中央区築地 5 - 3 - 1

(手順③参考) 屋号などの公表を希望する場合

「個人事業者」が「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地等」などの公表を希望される場合に提出が必要となる公表申出データについても、登録申請データと同時に作成・送信することができます。

<個人事業者の公表事項>

この申出を行わない場合、「氏名」、「登録番号」及び「登録年月日」のみの公表となります。

「主たる屋号」などを公表することをお勧めします！

適格請求書(インボイス)を受け取った取引先の方などが公表サイトを利用した際に確認しやすくなります。

「電子署名の付与」画面

送信

以下の手続を受けシステムへ送信します。

入力内容

手続名称	適格請求書発行事業者の登録申請(個人事業者用)(令和3年10月1日～令和3年9月30日)
氏名又は名称	国税太郎
適格請求書発行事業者の登録名称	● 国税太郎
個人番号又は法人番号	入力不要
届出先税務署	趣向税務署
届出年月日	令和3年10月1日

電子署名

電子署名件数 0件

電子署名の付与

「送信」画面

送信

以下の手続を受けシステムへ送信します。

入力内容

手続名称	適格請求書発行事業者の登録申請(個人事業者用)(令和3年10月1日～令和3年9月30日)
氏名又は名称	国税太郎

電子署名

電子署名件数 1件

電子署名の付与

電子署名の付与

電子署名の付与

内容をご確認の上、送信ボタンをクリックしてください。

送信

手順④ 登録申請データの送信

登録申請データの作成が完了すると、電子署名の付与画面に遷移しますので、電子署名を行い、送信してください。

(参考)「電子署名」とは

作成された電子データが本人により作成され、改ざんされていないことを証明するために利用するもので、マイナンバーカードに格納された電子証明書をスマートフォンで読み取ることで行います。

「受信通知」画面

戻る 受信通知

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

届出先	趣向税務署
利用者識別番号	9999888877776666
氏名又は名称	国税太郎
受付番号	20211001235959140948
受付日時	2021/10/01 23:59:59
種目	適格請求書発行事業者の登録申請(個人事業者用)(令和3年10月1日～令和

手順⑤ 受信通知の確認

登録申請データの送信後、画面の案内に従い「受信通知」が確認できれば、e-Taxを利用した登録申請データの作成・送信は完了です。

(参考)「登録通知」の受領

e-Tax（電子データ）で受け取ることを希望した場合、登録完了後、所轄税務署から「登録通知」が送信されます（登録には一定の期間を要します。）。

e-Taxソフト(WEB版)及びe-Taxソフト(SP版)の操作方法の詳細

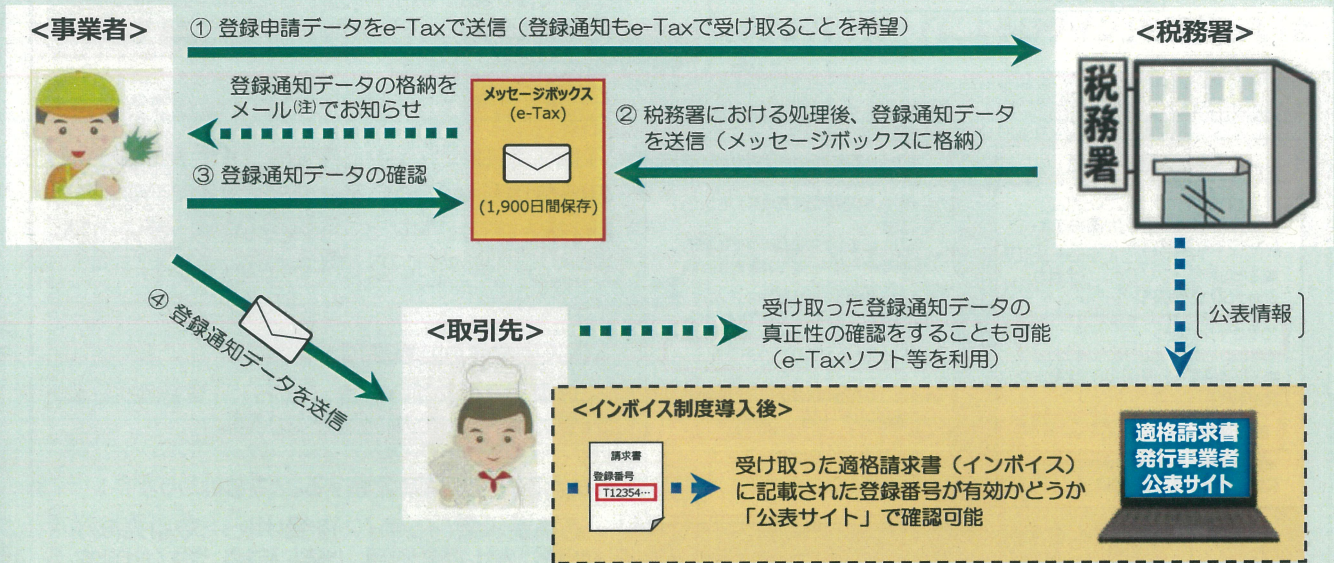
操作方法の詳細は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」に掲載している以下のマニュアルをご覧ください。

- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(WEB版\)ver.\)](#)
- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(SP版\)ver.\)](#)

インボイス制度
特設サイト



登録申請手続は全てe-Taxで完結できます！！



(注) 事前にメールアドレスの登録を行った方にお知らせします。

お問い合わせについて

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

○ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 0570-01-5901 【受付時間】 9:00～17:00
(ナビダイヤル (有料)) (土日祝及び年末年始を除く。)

- ※ 1 ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合がありますので、その場合は、03-5638-5171をご利用ください。
- ※ 2 最新の情報は、e-Taxホームページの「[ヘルプデスクへのお問い合わせ](#)」をご確認ください。



<マイナポータルAPIに関するお問い合わせ>

○ マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178 【受付時間】 (平日) 9:30～20:00 (年末年始を除く。)
(無料) (土日祝) 9:30～17:30

<インボイス制度に関する一般的なご質問などのお問い合わせ>

○ 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

電話番号 0120-205-553 【受付時間】 9:00～17:00
(無料) (土日祝及び年末年始を除く。)

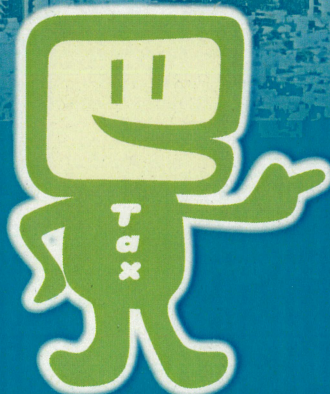
消費税の

令和3年10月1日

インボイス制度 登録申請受付開始!!

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です!

登録申請手続は、**e-Tax**
をご利用ください!!



- 「e-Taxソフト(WEB版)」、 「e-Taxソフト(SP版)」をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領
が可能



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)
の「インボイス制度特設サイト」
をご覧ください。



インボイス制度に関する一般的なご相談は、
軽減・インボイスコールセンターで受け付けて
おります。

【専用ダイヤル】 0120 - 205 - 553 (無料)
【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)